

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (コンサル)

契約番号 : 7406

件 名	海老名市都市計画基本図修正等業務委託	
履行場所	海老名市勝瀬 175 番地の 1	
期 間	令和 7 年 6 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 19 日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	19,954,000 円 (税込)	18,140,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15% 以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りです。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 契約保証 契約金額の 30% 以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	304 測量 又は 328 都市計画及び地方計画 又は 470 航空写真・図面製作委託	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○別添「履行に必要な資格・実績等」のとおり	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> (本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ○「許認可等調書」 ・認証取得を確認できる書類の写し ○「配置技術者等の資格・実績等調書」 ・管理技術者の資格・実績及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類 (雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3 箇所) にマスキング (黒塗り) をして提出してください。	

**落札候補者が
提出する書類**
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)

○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し）

履行に必要な資格・実績等

1 配置技術者

本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、次の技術者を配置するものとする。なお、受注者は、各資格証明書の写しを提示し、発注者の承認を得るものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、都市計画基本図及び地理情報システムに精通し、かつ、次の資格・実績を有するものとする。

- ・測量士
- ・空間情報総括監理技術者又は地理空間情報専門技術者 写真測量 1 級
- ・過去 10 年以内に神奈川県内の地方公共団体において同種業務（都市計画基本図作成又は修正）に管理技術者として従事した実績

(2) 照査技術者

照査技術者は、都市計画分野における空間データの活用推進を図り、製品仕様書に従った品質評価を適切に監理するため、次の資格を有するものとする。

なお、管理技術者及び業務主任者との兼務は不可とする。

- ・空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会）
- ・技術士（建設部門－都市及び地方計画）

(3) 業務主任者

測量士の有資格者であり、次の資格を有する者を業務主任者として配置するものとする。

- ・地理情報専門技術者 写真測量 1 級又は地理情報標準認定資格（中級技術者）

2 その他必要な資格

- (1) ISO/JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）
- (2) ISO/JIS Q 14001（環境マネジメントシステム）
- (3) ISO/IEC/JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (4) JIS Q 15001（プライバシーマーク）
- (5) ISO/IEC/JIS Q 20000-1（情報技術サービスマネジメントシステム）

海老名市都市計画基本図修正等業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は海老名市（以下「発注者」という。）が実施する「海老名市都市計画基本図修正等業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものである。

(業務目的)

第2条 本業務は、海老名市都市計画事業の円滑化を推進するための基礎資料として、既存の都市計画基本図の数値地形図データファイルを更新するため、最新の航空写真等を使用し、経年変化箇所を修正することを目的とする。

(準拠する法令及び規定等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、以下に示す関係法令及び規程等に準拠して行うものとする。

- (1) 測量法
- (2) 測量法施行令
- (3) 測量法施行規則
- (4) 都市計画法
- (5) 都市計画法施行規則
- (6) 地理空間情報活用推進基本法
- (7) 地理空間情報活用推進基本計画
- (8) 作業規程の準則
- (9) 海老名市公共測量作業規程
- (10) 国土基本図図式及び公共測量標準図式
- (11) 地理情報標準プロファイル/JPGIS2014
- (12) 日本メタデータプロファイル/JMP2.0
- (13) 国土交通省都市計画 GIS 導入ガイダンス（平成17年3月）
- (14) 品質の要求、評価及び報告のための規則
- (15) 個人情報の保護に関する法律
- (16) 海老名市財務規則及び諸規則
- (17) その他関係法令

(情報管理及び品質管理に係る取得認証)

第4条 受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、次に示す資格を取得していなければならない。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (1) ISO/JIS Q 9001 | (品質マネジメントシステム) |
| (2) ISO/JIS Q 14001 | (環境マネジメントシステム) |
| (3) ISO/IEC/JIS Q 27001 | (情報セキュリティマネジメントシステム) |
| (4) JIS Q 15001 | (プライバシーマーク) |
| (5) ISO/IEC/JIS Q 20000-1 | (情報技術サービスマネジメントシステム) |

(提出書類)

第5条 本業務着手前に、受注者は次の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 委託業務主任者等選任届
- (5) 配置技術者等の資格・実績等調書
- (6) 第4条に示す資格の登録証及び証明書の写し
- (7) その他、発注者が必要と認める書類

(配置技術者)

第6条 本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗と品質の確保を図るため、次の技術者を配置するものとする。なお、受注者は、各資格証明書の写しを提示し、発注者の承認を得るものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、都市計画基本図及び地理情報システムに精通し、かつ、次の資格・実績を有するものとする。

- ・測量士
- ・空間情報総括監理技術者又は地理空間情報専門技術者 写真測量1級
- ・過去10年以内に神奈川県内の地方公共団体において同種業務（都市計画基本図作成又は修正）に管理技術者として従事した実績

(2) 照査技術者

照査技術者は、都市計画分野における空間データの活用推進を図り、製品仕様書に従った品質評価を適切に監理するため、次の資格を有するものとする。

なお、管理技術者及び業務主任者との兼務は不可とする。

- ・空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会）
- ・技術士（建設部門ー都市及び地方計画）

(3) 業務主任者

測量士の有資格者であり、次の資格を有する者を業務主任者として配置するものとする。

- ・地理空間情報専門技術者 写真測量 1 級又は地理情報標準認定資格（中級技術者）

（貸与資料）

第 7 条 本業務の実施にあたり、発注者は既存の都市計画基本図の成果とその他必要となる資料を貸与する。なお、電子データ等の授受については、発注者の指定する方法により行うものとする。

受注者は貸与を受けた資料の所在及び管理状況を明らかにし、紛失、破損、汚損等のなきよう十分な管理を行わなければならない。万一、事故のあった場合には、受注者の責任において現状に復さなければならない。また、作業終了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

（1）過年度海老名市都市計画基本図修正等業務委託成果

①数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）	1 式
②数値地形図データファイル（地図情報レベル 10000）	1 式
③数値地形図データファイル（地図情報レベル 25000）	1 式
④都市計画情報データファイル	1 式
⑤1/2, 500 海老名市地形図	1 式
⑥1/10, 000 海老名市全図	1 式
⑦1/25, 000 海老名市全図	1 式
⑧1/10, 000 都市計画図	1 式
⑨都市計画台帳	1 式

（2）海老名市航空写真撮影成果 1 式

（3）都市計画決定事項に関わる資料（都市計画決定図書等） 1 式

（4）行政界・町名等の資料 1 式

（5）近隣市町 都市計画基本図及び数値地形図データファイル 1 式

（厚木市、綾瀬市、座間市、藤沢市、大和市、寒川町）

（6）その他、本業務に必要な資料 1 式

（関係機関への諸手続き）

第 8 条 受注者は、測量法等の規定にもとづく以下の公共測量の諸手続き等について、書類作成等の補助を行うものとする。

- （1）公共測量実施計画書（測量法第 36 条）
- （2）公共測量成果の提出（測量法第 40 条第 1 項）
- （3）公共測量の実施についての通知（測量法第 14 第 1 項）
- （4）公共測量の終了についての通知（測量法第 14 第 2 項）
- （5）近隣市町への測量成果の借用及び複製承認申請

(精度管理)

第9条 受注者は、測量の正確さを確保するため適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表を作成し、これを発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、各工程別作業終了時、その適切な時期に所要の点検を行うものとする。

(使用機器の検定)

第10条 本業務に使用するすべての機械器材等は、精度の保持及び測量成果品の保管に適し得るものとし、公共測量作業規程で定める測量機械器具の検定基準に基づいて第三者検定機関による検定を受けたものとする。

(土地への立ち入り等)

第11条 受注者は、本業務実施のために国有、公有又は私有等の第三者が所有する土地に立入る場合は、予め当該土地の所有者等の承諾を得るものとし、紛争の起らないように留意しなければならない。また、受注者は発注者が発行した身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを呈示しなければならない。

(安全管理)

第12条 受注者は、現地での測量作業において、作業従事者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第13条 本業務遂行中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過及び被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第14条 受注者は、業務の遂行上知り得た全ての情報を他に漏らしてはならない。また、この契約が終了または解除された後においても同様とする。

2 個人情報を取り扱う場合は、海老名市個人情報保護条例に則り、その内容の保護に努めるものとする。

3 個人情報を含む資料の貸与は、より安全に資料の授受を行うため、発注者の指定するデータ転送サービスを利用し、資料の提供を受けるものとする。

(竣工検査)

第15条 受注者は、成果品とともに委託業務完了届・成果品納品書を提出し発注者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。

また、発注者は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項等との相違があると認めた場合には、期日を定めて受注者に成果品を再提出させることができる。この場合、受注者は速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とし、再提出に要する費用は受注者の負担とする。

（納入期限及び納入場所）

第 16 条 本業務の納入期限及び納入場所は以下のとおりとする。

なお、納入期限前であっても、一部の成果が完成している場合、必要に応じてその成果品の提出を求めることがある。

（１）納入期限 令和 8 年 3 月 19 日

（２）納入場所 海老名市役所 まちづくり部 都市計画課

（成果品の帰属）

第 17 条 業務で得られた成果（データ含む）は全て発注者に帰属し、受注者は、発注者の許可なく第三者に公表・貸与してはならない。

また、受注者において管理することが望ましい成果品については、協議の上、保管書等の提出により受注者が管理するものとする。

（データの消去）

第 18 条 受注者は、本業務により作成されたデータ等を業務完了後にはすべて消去しなければならない。ただし、発注者が特に保管管理を指示したデータについては、この限りではない。この場合、受注者は保管書を発注者に提出しなければならない。

（契約不適合責任）

第 19 条 発注者は、成果品について契約内容に適合しない事項や不良な箇所がある場合、受注者は、本業務の完了後といえども、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

（疑義）

第 20 条 本仕様書及び準拠法令等に明示のない事項、疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

（環境配慮）

第 21 条 本業務は、海老名環境マネジメントシステム契約事務配慮マニュアルに基づき環境負荷の低減に積極的に努めるものとする。

第2章 業務概要

（業務実施方針）

第22条 本業務は「海老名市公共測量作業規程」に則り、公共測量として実施するものであり、本業務で修正する都市計画基本図は今後の全庁的な活用、各種図面における背景図としての活用や都市計画業務における活用を想定されるため、そうした業務において活用が可能となる資料の構成により、成果品の作成を実施するものとする。

（業務概要）

第23条 本業務における概要は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 都市計画基本図修正 | 1 式 |
| ・海老名市全域 (26.59 km ²) | |
| ・地図情報レベル 2500 | |
| ・航空写真 (205 枚) | |
| ・標定点 (5 点) | |
| (2) 縮小図作成 | 1 式 |
| ・海老名市全域 (26.59 km ²) | |
| ・地図情報レベル 10000 (縮小編纂編集) | |
| ・地図情報レベル 25000 (単純縮小) | |
| (3) 都市計画情報データ更新 | 1 式 |
| ・海老名市全域 (26.59 km ²) | |
| ・都市計画情報データ更新 | |
| ・都市計画情報修正カルテ作成 | |
| (4) 印刷図 | 1 式 |
| ・1/2,500 海老名市地形図 | |
| ・1/10,000 海老名市全図 | |
| ・1/25,000 海老名市全図 | |
| ・1/10,000 都市計画図 | |
| ・都市計画台帳作成 | |
| ・パネル作成 | |

（打合せ協議）

第24条 本業務の全般について発注者と受注者で十分な協議を行い、業務の内容、工程等について相互理解を得て、業務を遂行する上での計画・立案を行うものとする。打合せ協議は、初回・中間・納品の3回を原則とし、必要に応じて適宜行うものとする。

また、打合せ実施後は速やかに協議打合せ簿を作成し、発注者の承認を得たうえで提出を行うものとする。

(空間参照系)

第 25 条 本業務におけるデータの空間参照系等は、以下の定義に従うものとする。

- (1) 準拠する測地系は、世界測地系（測地成果 2011）とする。
- (2) 水平位置の座標系は、平面直角座標第Ⅸ系とする。
- (3) 垂直位置の標高は、東京湾平均海面を基準とする。
- (4) 図郭設定は、既存資料と同様の図郭を標準とする。

第 3 章 都市計画基本図修正

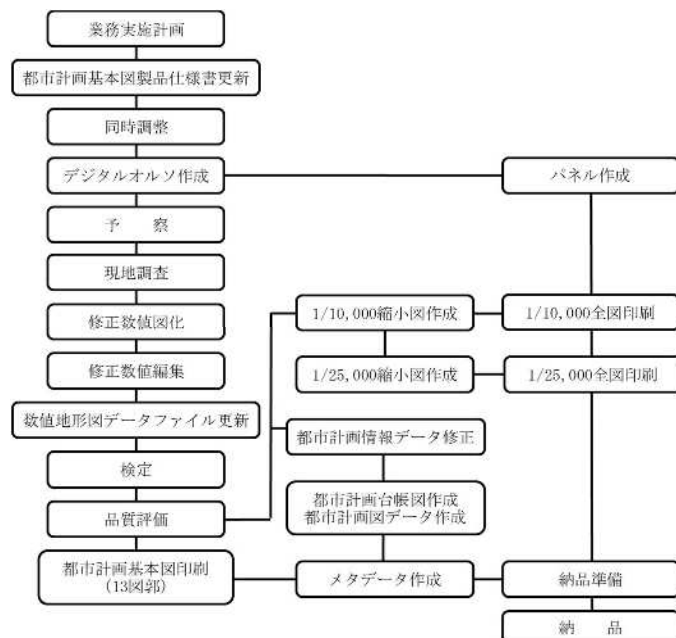
(要旨)

第 26 条 都市計画基本図修正は、発注者が貸与する空中写真撮影成果を基に、現在の数値地形図データファイル（地図情報レベル 2500）について経年変化部分の修正を行うものとする。なお、本作業にて取得する地形及び地物項目の詳細は、『公共測量標準図式・数値地形図データ取得分類基準表』によるものとする。

2 数値地形図データの要求精度は以下の通りとする。

取得レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差
地図情報レベル 2500	2.50m以内	1.0m以内

3 本業務は次の作業フローに沿って実施するものとする。



作業フロー図

(製品仕様書作成)

第 27 条 製品仕様書作成は、国土地理院の地理情報標準プロファイル (JPGIS2014) に準拠して作成するものとし、関連するマニュアルやガイドライン等も参照して数値地形図データの製品仕様書を作成するものとする。作成する製品仕様書は、都市計画基本図修正の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

項目	記載内容
概覧	測量成果の概要に関する情報を記載
適用範囲	製品仕様書の適用範囲・階層レベルに関する情報を記載
データ製品識別	測量成果の名称、作成日、問合せ先及び地理記述（地理空間的範囲）に関する情報を記載
データ内容及び構造	測量成果の内容及び構造に関する詳細な応用スキーマ（UML クラス図等）について記載
参照系	測量成果の空間参照系及び時間参照系に関する情報を記載
データ品質	測量成果の品質要求・品質評価手順をデータ品質要素毎に記載
データ製品配布	数値写真・外部標定要素に関する符号化規則について記載
メタデータ	測量成果を説明するデータの作成仕様について記載
その他	上記事項以外に必要と認める情報について記載

(作業計画)

第 28 条 作業計画は、数値地形図の図化を行うにあたり、製品仕様書において定める品質を満たすために必要となる作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業実施計画を立案し、計画に従った工程管理の上、業務を行うものとする。

(同時調整)

第 29 条 同時調整は、GNSS/IMU 解析成果及び標定点測量成果を用いて、デジタルステレオ図化機によりパスポイント、タイポイント及び標定点の写真座標を測定し、標定点成果及び GNSS/IMU 計算で求めた外部標定要素を統合して調整計算を行い、図化標定に必要な各数値写真の外部標定要素の成果値、パスポイント・タイポイント等の水平位置及び標高を決定するための同時調整を行うものとする。

2 調整計算の終了後、外部標定要素、パスポイント及びタイポイントの成果表を作成し、速やかに点検を行い、同時調整計算精度管理表を作成するものとする。

(デジタルオルソ作成)

第 30 条 デジタルオルソ作成は、同時調整計算から求められた外部標定要素をもとに、数値写真のステレオマッチングによる自動標高抽出技術を用いて数値地形モデルを生

成し、数値写真の正射投影画像からデジタル結合処理を行い、シームレスな画像となるオルソデータを地上画素寸法 20.0 cm 標準で作成するものとする。

- 2 オルソデータを管理するデータファイルは、TIFF 形式及び JPEG 形式とし、HDD 等の電子記録媒体に格納するものとする。なお、データ管理に必要な位置情報ファイル（ワールドファイル形式）は、図郭ごとに作成するものとする。
- 3 オルソデータ作成範囲の地図上に、オルソ画像の図郭を記載した索引図を作成し、オルソデータとともに電子記録媒体に格納するものとする。その際のデータ形式は、PDF 形式とする。

（予察）

第 31 条 予察は、旧数値地形図データの点検後、空中写真と旧数値地形図データを基に経年変化箇所抽出を行い、現地調査及び修正数値図化等の後続作業に必要な資料を作成するものとする。

- 2 予察前には既存資料及び貸与資料の点検を行うものとし、その良否や矛盾、懸念事項に留意の上、作業を実施するものとする。
- 3 空中写真で地形を可視化しづらい陰影部を可視化させるために、陰影部のみに補正を施した陰影部可視化済み写真地図データを使用し、漏れのない抽出をおこなう。
なお、陰影部可視化補正の程度については、発注者と協議を行い決定する。
- 4 修正箇所の抽出は、発注者が貸与する空中写真と旧数値地形図データをコンピューター内で座標調整を行い、ディスプレイ上に重ね合わせることで抽出を行うデジタル予察とし、経年変化箇所（基準点、各種名称等）をとりまとめた予察結果図（1/2500 の図郭単位にて作成及び出力）として発注者に報告し、承認を得るものとする。
- 5 予察結果図は今後予定する都市計画基礎調査のうち土地利用及び建物用途調査において変化箇所の確認を行う際の基礎資料として活用するため、経年変化箇所をシェープファイルの GIS 図形データ（地形：ポリゴン、建物：ポイント）として取得すること。本 GIS 図形データは、発注者が運用する地理情報システム（ArcGIS Online）用データセットとして作成し、中間成果として本作業の完了後に承認を得ること。
- 6 前項にて作成したデータのセットアップは、発注者の管理用 PC により行うものとし、システム管理業者と調整の上、実施するものとする。受注者は、データセットアップにおいて不具合等がみられる場合、発注者及びシステム管理業者と打合せを含む調整を行うこと。
- 7 既存の数値地形図データファイルの行政界、大字界等の境界を確認するとともに、変更箇所がある場合は資料を収集し、該当箇所を図面上で調査するものとする。
- 8 地名の変更箇所について、公開されている情報を収集する若しくは発注者から資料の貸与を受け資料を整理し、該当箇所を図面上で調査するものとする。

- 9 公共施設の位置及び名称について、公開されている情報を収集する若しくは発注者から資料の貸与を受け資料を整理し、図面上で確認を行うものとする。
- 10 新設又は移転改埋等を実施した基準点について、国土地理院が所有する点の記等を収集し整理を行い、該当箇所を図面上で調査するものとする。
- 11 公共測量標準図式にないデータ取得を行う場合には、検討しているデータ取得分類コード及び図式を発注者へ提示し、協議のうえ採用の可否を決定するものとする。

(現地調査)

第 32 条 現地調査は、都市計画基本図を修正するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行うものとする。調査結果は空中写真画像出力図等に記入し、修正数値図化及び修正数値編集に必要な資料を作成するものとする。なお、現地調査は以下の事項について行うものとする。

- (1) 予察結果の確認
 - (2) 空中写真上で判読困難又は判読不能な事項（地形、地物、名称等）
 - (3) 空中写真撮影後の変化の状況
 - (4) 図式の適用上必要な事項
 - (5) 注記に必要な事項及び境界
 - (6) その他特に必要とする事項
- 2 前項の内容を調査する場合、次の事項に留意するものとする。
- (1) 基準点の確認は必要に応じて行う。
 - (2) 植生及び植生界は、空中写真で明瞭に判読できないものを調査するものとする。
 - (3) 判読困難な凹地、がけ、岩等の表現上誤りやすい地形については、数値図化の参考となるように詳細に調査するものとする。
 - (4) 接合部分の調査及び調査結果の整理等については公共測量作業規程に準拠することとする。
 - (5) 現地調査に際しては、発注者発行の業務に関わる身分証明書と受注者発行の社員証等の身分提示できるものを併せ持ち、業務目的等について明確に説明を行えるよう努めること。
 - (6) 現地調査対象箇所においては写真撮影による記録も行うこととし、撮影時はプライバシーに十分配慮して行うものとする。

(修正数値図化)

第 33 条 修正数値図化、予察結果及び現地調査結果に基づき、空中写真及び同時調整等で得られた成果により、デジタルステレオ図化機を用いてステレオモデルを構築し、経年変化等の修正箇所の修正データを取得するものとする。なお、作業実施にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 修正数値図化に用いるデジタルステレオ図化機は、所定の精度を保持できる性能を有するものとし、数値図化時にデータの取得状況や結線情報が図形としてモニタリングでき、かつ編集機能がついているものとする。
- (2) 修正数値図化は、線状対象物、建物、植生、等高線の順序で行うものとし、必ずデータの位置、形状等をスクリーンモニターに表示し、データの取得漏れのないように行うものとする。
- (3) 取得する数値図化データの分類コードは、公共測量作業規程の付録 7、数値地形図データファイル取得分類基準とする。なお、取得するデータには、公共測量作業規程の準則で定められている数値地形図データ取得分類基準表に従って分類コードを付するものとする。また、公共測量標準図式にない新規取得分類コードを採用した場合は、本業務で定めた内容に従い、分類コードを付するものとする。
- (4) 地形、地物は地図情報レベル 2500 の位置精度で取得する。
- (5) 変形地は可能な限り等高線で取得し、その状況によって変形地記号を取得するものとする。
- (6) 地形表現のためのデータ取得は、等高線法、数値地形モデル法又はこれらの併用法で行うものとする。
- (7) 修正数値図化データの点検は、これまでの工程で作成された数値図化データをスクリーンモニターに表示させて、空中写真、現地調査資料等を用いて行うものとする。
- (8) 修正数値図化時に疑問が生じた箇所は、次の事項について適宜現地補測を行って解決するものとする。
- (9) 空中写真より測定不可能な行政界、大字界等のデータについては、行政界資料図等の既存資料より作成するものとする。
- (10) 後続作業及び今後の都市計画情報システムデータの適切な運用にあたり、修正数値図化により修正した図形に対し、図化・編集作業時に入力する要素レコードの入力においては、レコードタイプに準じた各コードに加え、取得年月（4桁）を併せて入力すること。なお、本業務において修正・更新又は新規に修正数値図化を行った図形に対してのみ実施すること。
- (11) 地物のうち建物データについては、次年度以降の都市計画基礎調査及び解析で活用できるよう、経年変化により滅失及び修正した建物データを削除フラグ及び修正フラグを付して、シェープファイルにて作成するものとする。

（修正数値編集）

第 34 条 修正数値編集は、修正数値図化により取得された数値地形図データを現地調査の

結果等に基づき、図形編集装置を用いて旧数値地形図データとの整合性を図るため、接合・削除・訂正等の処理を行い、修正数値編集済データを作成するものとする。

- (1) 線形状(真幅道路、鉄道、河川等)のものについては連続されたデータとする。
また、橋梁、高架道路下等に位置する陰影部についても連続したデータとする。
- (2) 等高線データは、スクリーンモニター等により点検を行い、矛盾箇所等の修正を行うものとする。
- (3) 接合部におけるすべての表現事項は、一つの図形単位で行うものとし、その図郭線上においての不整合が無いよう同一地物の接点座標を一致させるものとする。
- (4) 修正済数値地形図データの点検は、スクリーンモニターまたは出力図を用いて行うものとし、論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。
- (5) 数値地形図データの図郭のうち空白部については、隣接市町の 1/2500 都市計画基本図データを使用し接合編集処理を行うものとする。隣接市町において都市計画基本図データがなく、1/2500 地形図原図がある場合には、地形図原図を基に都市計画基本図データを作成し空白部を埋めるものとする。
- (6) 修正数値編集時に疑問が生じた箇所は、適宜現地補測を行い、発注者と協議の上、解決するものとする。

(数値地形図データファイル更新)

第 35 条 数値地形図データファイル更新は、製品仕様書に従い、修正数値編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電子記録媒体に記録するものとする。

(成果検定)

第 36 条 成果検定は、発注者が指定する数値地形図データファイル(地図情報レベル 2500)について、3.0 km²(1 図郭相当：対象予定図郭は、作業完了後に発注者が任意に図郭指定するものとする)を検定技能の有する第三者機関による検査を受けるものとし、検定証明書を成果品に添付するものとする。

(品質評価)

第 37 条 品質評価は、製品仕様書に定めるデータ品質を満足しているか品質評価手順に基づき品質評価を実施し、品質評価表を作成するものとする。なお、品質評価の結果が品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。

(メタデータ作成)

第 38 条 メタデータ作成は、作業規程に準拠し、製品仕様書に従いファイル管理及び利用

において必要となる事項について作成するものとする。

(各種データファイル作成及び調整)

第 39 条 各種データファイル作成は、本業務で作成された数値地形図データファイルについて、今後の庁内外での利活用を考慮し、DWG 形式、DXF 形式及び SXF 形式等の各種データファイルを作成するものとする。

2 受注者は本業務において作成及び修正した各種データファイルについて、発注者が運用する地理情報システム (ArcGIS Online) へのデータセットアップを行うものとする。

3 前項のデータセットアップは、発注者の管理用 PC により行うものとし、システム管理業者と調整の上、実施するものとする。受注者は、データセットアップにおいて不具合等がみられる場合、発注者及びシステム管理業者と打合せを含む調整を行うこと。なお、調整の諸費用は受注者の負担とする。

第4章 縮小編纂

(要旨)

第40条 縮小編纂は、本業務において修正した地図情報レベル 2500 数値地形図データファイルを利用し、公共測量標準図式に従い、数値地形図データを縮小編纂及び写真処理により各縮小図を作成するための作業を行うものとする。

(地図情報レベル 10000 縮小編纂編集)

第41条 数地図情報レベル 10000 縮小編纂編集は、本業務で修正した数値地形図データファイルを基に図形編集装置を用いて、1/10,000 地形図図式に適合する線種、記号の変更、等高線の簡略化、注記・凡例等のサイズ・位置変更及び重複注記削除、図郭接合等の編集処理を行い、地図情報レベル 10000 縮小編纂数値地形図データを作成するものとする。

(地図情報レベル 25000 縮小図作成)

第42条 地図情報レベル 25000 縮小図作成は、地図情報レベル 10000 数値地形図データファイルを基に縮尺 1/25,000 へ単純縮小処理を行うものとする。

2 注記、等高線等判読が困難な場合は、表現内容の取捨選択、総描、転位等を行い、適宜調整を行うものとする。

(数値地形図データファイル作成)

第43条 数値地形図データファイル更新は、製品仕様書に従い、縮小編纂済データから数値地形図データファイルを作成し、電子記録媒体に記録するものとする。

なお、作成した数値地形図データファイルは、今後の庁内外での利活用を考慮し、シェープファイル、DWG 形式、DXF 形式及び SXF 形式等の各種汎用データファイルを作成するものとする。

第5章 都市計画情報データ更新

(要旨)

第44条 都市計画情報データ更新は、都市計画事務の効率化、窓口対応の迅速化を目的として、数値地形図データに整合させた都市計画情報データの修正を行い、最新の都市計画情報データを作成するものとする。

(都市計画情報データ修正)

第 45 条 都市計画情報データ修正は、本業務で修正した地図情報レベル 2500 数値地形図データファイルと既存の都市計画情報データを重ね合わせ、図形編集装置にて次項に示す都市計画決定情報について正確に数値計測を行うものとする。

2 更新する都市計画情報データは下記の項目とする。

- (1) 都市計画区域
- (2) 市街化区域及び市街化調整区域
- (3) 用途地域
- (4) 防火及び準防火地域
- (5) 地区計画
- (6) 土地区画整理促進区域
- (7) 土地区画整理事業区域
- (8) 市街地再開発事業区域
- (9) 都市計画生産緑地地区
- (10) 都市計画緑地
- (11) 都市計画道路
- (12) 都市計画公園
- (13) 都市高速鉄道
- (14) 都市計画駐車場
- (15) 都市計画供給施設・処理施設
- (16) 建築協定区域
- (17) その他の都市施設
- (18) 都市計画関連属性等

3 重ね合わせの結果、地形地物の改変により都市計画情報の修正が必要と思われる箇所を抽出し、発注者に報告する。発注者は内容の確認を行い受注者はその回答内容を反映するものとする。

4 都市計画決定図書等を参考に更新を行い、都市計画情報データを作成するものとする。なお、業務履行中に新たに都市計画決定・変更が行われた場合は、発注者の指示のもと該当する都市計画情報データの修正を行うものとする。

5 作成する都市計画情報データは、テキスト・ポイント・ライン・ポリゴンの各要素でベクトル入力し、各データの整合、論理チェックを行うものとする。なお、入力形式はシェープファイルとし、発注者が運用する地理情報システム（ArcGIS Online）にて利用が可能となるよう、発注者と受注者が協議の上、必要な属性情報を付与するものとする。

（都市計画情報修正カルテ作成）

第 46 条 都市計画情報修正カルテ作成は、地形地物の改変により都市計画情報の修正が必

要と思われる箇所について、次の内容を網羅したデータ修正カルテを作成するものとする。

- (1) 箇所番号、図面番号
- (2) 都市計画要素
- (3) 修正箇所状況
- (4) 修正前の箇所図
- (5) 修正後の箇所図
- (6) 修正資料（参考図）
- (7) 修正内容、事由
- (8) 参考資料（都市計画図書等）

第6章 印刷図等作成

（要旨）

第47条 印刷図は、本業務で作成する各種成果を基に、各種地図の印刷用データ及び、印刷を行うものとする。

（印刷用データ作成）

第48条 印刷用データ作成は、本業務で作成する各種データファイルを基に、整飾版付きの印刷用の PDF データを作成するものとする。行政界より外側の隣接市町の地域については、接合して地形が図郭を満たすように印刷用データを作成するものとする。データが存在しない場合は、原図を借用し、画像データに変換して接合を行うものとする。

なお、作成する図面は次の通りとする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 1/2,500 海老名市地形図 | 13 面 |
| (2) 1/10,000 海老名市全図 | 1 面 |
| (3) 1/25,000 海老名市全図 | 1 面 |
| (4) 1/10,000 都市計画図 | 1 面 |

（印刷）

第49条 本業務で作成したデータファイルを基に、次のものを印刷する。各種図面において、隣接市町との境界部については判別が容易となるよう表現を行うこと。

なお、印刷にあたっては現行印刷地図の仕様と同様とし、製版にあたっては、校正用図面を作成し、発注者による内容確認を受けた後に作業を行う。

- (1) 1/2,500 海老名市地形図

規格 四六全判・11面、A0判・2面

用紙 地図用紙 70kg、90kg

色数 特色1色（鼠）

枚数 各300枚、合計3,900枚

（2）1/10,000 海老名市全図

規格 四六全判

用紙 地図用紙 90kg

色数 特色2色（鼠、黒）

枚数 500枚

（3）1/25,000 海老名市全図

規格 B3判

用紙 地図用紙 70kg 相当

色数 特色2色（鼠、黒）

枚数 300枚

（都市計画台帳作成）

第50条 本業務で修正を実施した都市計画基本図（地図情報レベル2500）及び都市計画情報データを重ね合わせ、窓口閲覧用の出力製本図（縮尺1/2,500）を作成するものとする。

（パネル作成）

第51条 庁内壁面への展示用として、次の要件を満たす航空写真パネルを作成するものとする。なお、本要件に定めのない事項については発注者と協議の上決定するものとする。

（1）サイズ：縦2100mm×横1500mm

（2）縮尺：1/5,000

（3）航空写真図を出力し、航空写真のない空白部については、別途発注者と協議の上決定するものとする。

（4）航空写真図上に施設名称、行政界、方位、タイトル等について、公共施設などの注記を入力する。

（5）校正図として、A0程度のサイズに1/10,000で出力し、発注者の確認を受けること。

（6）パネルフレームは金属製のフレームとする。

（7）受注者は、作成したパネルを発注者の指示する場所に搬送、設置するものとする。なお、設置場所において施工等が必要となる場合は、発注者と協議の上、受注者の負担で設置するものとする。

第7章 成果品

(成果品)

第52条 本業務の成果品は次の通りとする。なお、成果品データは電子記録媒体に格納し、正、副、貸出用のそれぞれ1部ずつを提出するものとする。

(1) 都市計画基本図修正

①同時調整成果	1式
②写真地図データファイル	1式
③陰影部除去写真地図データファイル	1式
④位置情報ファイル	1式
⑤索引図(地図情報レベル2500)	1式
⑥製品仕様書	1式
⑦予察結果図	1式
⑧数値地形図データファイル(地図情報レベル2500)	1式
⑨数値地形図データファイル説明書	1式
⑩各種データファイル(DWG形式、SXF形式、データセット)	1式
⑪精度管理表	1式
⑫品質評価表	1式
⑬測量成果検定証明書	1式
⑭メタデータ	1式

(2) 縮小編纂

①索引図(地図情報レベル10000、25000)	1式
②数値地形図データファイル(地図情報レベル10000)	1式
③数値地形図データファイル(地図情報レベル25000)	1式
④数値地形図データファイル説明書	1式
⑤各種データファイル(DWG形式、SXF形式、データセット)	1式
⑥精度管理表	1式

(3) 都市計画情報データ更新

①都市計画情報データファイル	1式
②都市計画情報修正カルテ	1式

(4) 印刷図

①1/2,500 海老名市地形図(印刷用データ)	13面
②1/10,000 海老名市全図(印刷用データ)	1面
③1/25,000 海老名市全図(印刷用データ)	1面
④1/10,000 都市計画図(印刷用データ)	1面
⑤1/2,500 海老名市地形図	計3,900枚

⑥1/10,000 海老名市全図	計 500 枚
⑦1/25,000 地形図	計 300 枚
⑧1/2,500 都市計画台帳	2 冊
(5) その他、共通	
①打合せ記録簿	1 式
②業務報告書	1 式
③その他発注者が必要と認める資料	1 式

－ 以上 －

海老名市都市計画基本図修正等業務委託
設 計 書

総 括 表

項目	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘 要
直接費							
1	都市計画基本図修正（レベル2500）		式	1			第1号内訳書
2	縮小図作成		式	1			第2号内訳書
3	都市計画決定データ更新		式	1			第3号内訳書
4	印刷図等作成		式	1			第4号内訳書
5	打合せ協議		式	1			第5号内訳書
	直接費計		式	1			
間接費							
	諸経費		式	1			
	間接費計		式	1			
その他経費							
6	技術管理費		式	1			第6号内訳書
	その他経費計		式	1			
	小計		式	1			
	消費税相当額	10%	式	1			
	合計		式	1			

内訳書

第1号 都市計画基本図修正（レベル2500）

項 目	作 業 内 容	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1－1	計画・準備		26.59	km ²			
1－2	予察		26.59	km ²			
1－3	現地調査		26.59	km ²			
1－4	同時調整		26.59	km ²			
1－5	修正数地図化		26.59	km ²			
1－6	修正数値編集		26.59	km ²			
1－7	数値地形図データファイル更新		26.59	km ²			
1－8	デジタルオルソ作成		26.59	km ²			
	小 計						

内訳書

第2号 縮小図作成

項 目	作 業 内 容	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
2－1	レベル10,000数値編集及び地形図原図作成		1.00	式			
2－2	レベル25,000数値編集及び地形図原図作成		1.00	式			
	小 計						

内訳書

第3号 都市計画決定データ更新

項 目	作 業 内 容	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
３－１	都市計画決定データ更新		1.0	式			
３－２	都市計画情報修正カルテ作成		1.0	式			
	小 計						

内訳書

第4号 印刷図等作成

項 目	作 業 内 容	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
4－1	印刷用データ作成		1.0	式			
4－2	都市計画台帳作成		2.0	冊			
4－3	パネル作成		1.0	点			
4－4	印刷		1.0	式			
	小 計						

内訳書

第5号 打合せ協議

項 目	作 業 内 容	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
5－1	打合せ協議		1.0	式			
	小 計						

内訳書

第6号 技術管理費

項 目	作 業 内 容	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
6－1	成果品検定費		3.0	km ²			
	小 計						

許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
許認可等の要件 ※入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

○許認可等の概要

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

※許認可・資格・認証等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。
※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____

配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号

商号又は名称

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	(契約番号)
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は記入不要	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	☐ 資格等を確認できる書類 (必須)
	☐ 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) (原則として、健康保険被保険者証の写し)
	☐
	☐
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様

連絡先